緑 の 募 金 事 業 募 集 要 領

１．募集対象事業

【認定対象事業】

(1) 公共施設、もしくはそれに準ずる施設の緑化
(2) 学校の緑化
(3) 地域住民が利用することを目的とした森林の整備
(4) 地域住民、学校が緑化推進を目的として行うイベント
(5) その他、上記に準ずる森林整備や緑化事業並びに緑化啓発事業

【適応外事業】

(1) すでに、国、県及び市町村から「緑の募金交付金」以外の補助・助成等を受けているもの、または、受ける見込みのあるもの
(2) 個人、特定の事業者の利益のために行われるもの
(3) 政治的または宗教的宣伝を目的としていると認められるもの
(4) 事業対象地、実施場所が県外におよぶもの
(5) その他、「緑の募金事業」としてふさわしくないと認められるもの

２．事業期間

事業の認定通知から翌年の５月末までとする。

３．申請書の応募要件

応募できる者は、地方緑化推進会、市町村緑化推進会、県内の学校（小学校、中学校、高等学校、特殊教育諸学校）及び、それ以外のものにあっては、次の要件をすべて具備している団体とする。

(1) 自主的、組織的な活動で事業を完遂できること
(2) 交付金の使途に係る条件遵守が確実であること
(3) 営利を目的としない民間団体であること
(4) 反社会的勢力ではないこと

４．「緑の募金交付金」の交付対象経費

交付の対象となる経費は、別表１のとおりとする。

５．「緑の募金交付金」の交付限度額

「緑の募金運営協議会」で審議のうえ、「公益財団法人和歌山県緑化推進理事会」の議決を経て、緑の募金特別会計予算の範囲内で決定する。

６．応募方法

提出書類の書式は、別に定める「緑の募金実施要領」による。

なお、応募申請者は、公益財団法人和歌山県緑化推進会理事長より追加資料を求められた場合は、それに応じるものとする。

７．応募期間

６月１０日（水）～７月１０日（金）までとする。

（応募開始日及び応募終了日が和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第１条第１項に規定する県の休日の場合は、県の休日の翌日とする）

２次募集は実施しないものとする。

８．採択の決定及び通知

応募申請書等を「緑の募金運営協議会」で審査のうえ、「公益財団法人和歌山県緑化推進会理事会」の議決を経て決定し、応募申請者に通知する。なお、公益財団法人和歌山県緑化推進会理事長は、交付金の適正な交付を行うため必要があると認めた場合は、当該申請事項に修正を加え、又は、条件を付すことができる。

９．その他

交付金の細部事項は、「緑の募金実施要領」に定めるとおりとする。

10．提出先

緑の募金事業の関係書類の提出先は、別表２のとおりとする。

なお、地方緑化推進会は、自らが実施する事業と併せて、下記により提出された書類を取りまとめ、公益財団法人和歌山県緑化推進会に提出するものとする。

【地域における緑化事業】

(1) 地域における緑化事業については、市町村緑化推進会に提出する。
なお、市町村緑化推進会がない場合、当該地方緑化推進会に提出するものとする。

(2) 市町村緑化推進会は、(1)により提出された書類をとりまとめ、地方緑化推進会に提出するものとする。

【市町村緑化推進会事業】

市町村緑化推進会が実施する緑の募金事業については、地方緑化推進会に提出する。

【学校関係緑化事業】

学校が行う緑化事業については、当該地方緑化推進会に提出するものとする。

（別表１）対象経費

科目	区分	細分	摘要
行動費	受入施設費	宿舎、寝具、借り上げ料	・公共施設等を宿舎として一括借り上げをする場合のみ ・ただし、3,000円／人・日を上限とする。なお、この場合食料費は除く。
	交通費	人員輸送	・人員輸送車借り上げ料
		公共交通	・集合･解散場所から作業現地までの実費
	保険料	ボランティア保険	・当該ボランティア活動に参加する者等の傷害保険料
資材費	機械・器具	購入費	・鍬、草刈鎌、鋸等簡易なものに限る。 ・ただし、申請事業に不可欠と認められる場合、チェーンソー、刈払機等の動力機械の替刃等の消耗品の購入及びそれら動力機械の燃料費を含めることができる。
		借り上げ費	・チェーンソー、刈払機等の借り上げ費（燃料費・損料を含む）
		※次年度以降にかかる準備用品の購入は対象外 ※当該事業と関連性が少なく、かつ高額なものは対象外 ※使用頻度が低く、かつ高額なものは購入でははくレンタル・リースで対応すること	
	苗木代		・本事業の目的に合致するとともに、植栽箇所等の条件に適した苗木の購入経費
	植栽用資材		・杭、支柱、縄、肥料、土壌改良材、客土、作業用手袋等及び植栽木の獣害防止に必要な資材
	表示板		・樹名板等の材料費
	その他	緑化啓発事業に係る資材費	・緑化啓発のための木工体験等の資材購入費 ただし、啓発対象者１人あたり2,500円（税込）を上限とし、体験を２日に分けて実施する場合には、5,000円を上限とする。 ※木工体験等を実施する場合は、その実施前または実施後に森林や緑化に関する学習（野外または屋内）を必ず実施すること。
資材等運搬費	運搬費	作業用資材等の運搬経費	車両借り上げ費 ・資材等運搬にかかる経費は、ボランティア活動に必要な最小限の額を計上 ・通常の手持ち作業用具類の運搬経費は対象外 ※苗木等の購入資材の運搬経費は、現地納入を行うなど努めて当該資材費に含めて計上すること

環境整備費	作業道等整備費		作業道、歩道等整備経費
	地拵・整地費	植え付け準備の整地・土工等の委託費	・急傾斜、残存植生の繁茂状態等から申請団体の会員のみでは実施困難な箇所の地拵、大径木伐倒作業に係る委託経費 ・シカ柵設置等の獣害防止施設設置のうち申請団体の会員のみでは実施困難な部分の委託経費
	その他	チラシ制作等	チラシ制作等に係る経費（交付対象事業の普及に係るものに限る）
	※本事業は、団体等が自主的に行う活動を支援するのが原則であり、環境整備に係る外部委託経費については安全上問題があるなど外注せざるを得ないものに限る。		
指導者経費	謝金等	謝金、旅費及び宿泊料	・旅費・宿泊費を含む ・当該活動を行う上での専門的技術指導等（安全指導も含む）で申請団体の会員で行うことが困難な場合に必要な外部講師招へいにかかる経費 ※外部講師は、当該活動を実施する上で必要な相応の技術を有する者に限る。 ※著しく高額なものとならないよう根拠を明確にしておくこと。また、申請にあたっては人数、単価、日数、理由を明記すること。
事務費	事務用品費		・文房具等
	印刷費		・印刷用紙、プリンターインク等
	通信費		・郵送料等
	その他		・熱中症や感染症の必要最小限の予防対策費
	※事務費の合計は交付対象経費全体の20%以内とする。		

ただし、次の経費は、対象としない。

(1) ボランティアの労賃、食料費
(2) ホテル・旅館・厚生施設等の宿泊費
(3) 居住地から集合・解散場所までの旅費
(4) 請負施工における苗木等の植栽人件費などの資材費以外の経費（※環境整備費を除く）

※環境整備に係る外部委託費については、安全上問題があるなど外注せざるを得ないものに限り人件費を含むことを可とするが、外部委託費を必要とする場合は、その後の管理も含めて事務局（最寄りの地方緑化推進会（振興局農林水産部林務課内））に相談した上で計上することとする。また、申請の対象経費が環境整備に係る外部委託費のみの場合においても、併せて申請者が主体となった活動を実施する場合は経費対象とする。

（別表２）

緑の募金事業申請書提出先

所 在 地	提　　出　　先		
	機　関　名	住　　所	電話番号
和歌山市 海南市 海草郡	和海地方緑化推進会	〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目１番地 海草振興局　農林水産振興部 林務課内	073-432-4111 (内線:3366)
岩出市 紀の川市	那賀地方緑化推進会	〒649-6223 岩出市高塚２０９ 那賀振興局　農林水産振興部 林務課内	0736-63-0100 (内線:431)
橋本市 伊都郡	伊都地方緑化推進会	〒648-8541 橋本市市脇４丁目５番８号 伊都振興局　農林水産振興部 林務課内	0736-34-1700 (内線:268)
有田市 有田郡	有田地方緑化推進会	〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅２３５５－１ 有田振興局　農林水産振興部 林務課内	0737-63-4111 (内線:272)
御坊市 日高郡	日高緑化推進会	〒644-0011 御坊市湯川町財部６５１ 日高振興局　農林水産振興部 林務課内	0738-22-3111 (内線:329)
田辺市 西牟婁郡	西牟婁地方緑化推進会	〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘２３－１ 西牟婁振興局　農林水産振興部 林務課内	0739-22-1200 (内線:264)
新宮市 東牟婁郡	東牟婁地方緑化推進会	〒647-8551 新宮市緑ヶ丘二丁目４－８ 東牟婁振興局　農林水産振興部 林務課内	0735-22-8551 (内線:258)
県内全域	公益財団法人 和歌山県緑化推進会	〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目１番地 和歌山県庁　森林整備務課内	(直通) 073-441-2982

緑 の 募 金 実 施 要 領

第１章　総　　則

（目　的）
第１条　この要領は、公益財団法人和歌山県緑化推進会（以下「指定法人」という。）定款第４条第２号に規定する緑の募金に係る事業に関し、緑の募金の管理、交付金の交付等についての方法を定め、もって業務の適正かつ円滑な運営に資することを目的とする。
（基本方針）
第２条　緑の募金は、森林の整備、緑化の推進及び森林の整備又は緑化の推進に係る国際協力（以下「森林整備」という。）の意義に対する県民の理解を広めるとともに、県民全体による森林整備等の取組みを推進することを旨として行うこととし、理事長は、緑の募金業務を円滑かつ効率的に運営するため、毎年度、募金の奉仕者、募金の実施方法等を定めた当該年度の緑の募金運動の実施に関する方針を定め、緑の募金運動の適正な運営に努めるものとする。
（運営協議会の意見等の尊重）
第３条　理事長は、運営協議会が指定法人の緑の募金の業務の運営に関して述べる意見等を尊重しなければならない。

第２章　緑の募金の管理

（寄付金の適正管理）
第４条　理事長は、緑の募金により受領した寄付金については、銀行その他の金融機関への預金等の方法により、これを適正に管理しなければならない。

第３章　交付金の交付

（交付金の交付割合等）
第５条　理事長は、事業種類別の交付金の交付割合、交付額等について、あらかじめ運営協議会の審議を経て、その基準を定めることができるものとする。
（交付金の交付申請）
第６条　交付金の交付は、交付金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）からの申請に応じてこれを行うこととし、その際の申請については、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行わせるものとする。（別記第１号様式）
（１）申請者の名称または氏名及び住所
（２）交付金を用いて行おうとする事業の名称、目的及び内容
（３）（２）の事業の係る資金計画及び事業計画並びに交付金の交付希望額
（４）その他参考となる資料
（申請内容の審査及び交付の決定）
第７条　理事長は、前条の申請があったときは、当該申請書の記載事項等により、申請者が交付金を用いて行おうとする事業の目的及び内容が法の趣旨に照らし適正であるかどうか等を審査するものとする。
２　交付金の交付の決定には、交付金の交付の目的を達成するために必要な条件を付するものとする。
３　理事長は、交付の決定を行おうとするときは、あらかじめ運営協議会の意見を聴かなければならない。
４　理事長は、前項の規定により交付金の交付決定を行ったときは、その内容及び事業実施に当たっての条件を申請者へ通知するものとする。（別記第２号様式）
（事業実施状況報告）
第８条　理事長は、必要に応じ、交付金の交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）から緑の募金事業の遂行状況その他交付金の交付に関し必要な事項について報告させるものとする。
（実績報告）
第９条　交付対象者は、緑の募金事業を完了したときは、ただちに、事業の成果を記載した事業実績報告書を提出しなければならない。（別記第３号様式）

２　理事長は、前項の実績報告書に関して、必要に応じて、関係書類の提出を求めることができる。

（交付金の額の確定）

第 10 条　理事長は、前条の規定による実績報告書の審査を行い、適当と認めた経費について交付金を確定するものとする。

２　理事長は、前項の交付金の額を確定した場合は、交付対象者に「緑の募金交付金確定通知」（別記第４号様式）で通知するものとする。

（交付金の支払い）

第 11 条　交付金の支払いは、前条に規定する交付金の額の確定後に行うものとする。

２　交付対象者は、交付金の確定通知を受けたときは、交付額、振込先を記載した請求書を提出するものとする。（別記第５号様式）

（交付金の概算払い）

第 12 条　理事長は、交付対象者の請求により必要があると認められる場合は、前条の規定にかかわらず、交付決定額の２分の１を限度として概算払いをすることができるものとする。

２　交付対象者は、前項の概算払いを請求する場合は、「緑の募金事業概算払い請求書」（別記第６号様式）を理事長に提出するものとする。

３　理事長は、前項の概算払いを決定した場合は交付対象者に「緑の募金事業概算払い通知書」（別記第７号様式）で通知するものとする。

（決定の取り消し等）

第 13 条　理事長は、交付金の交付を受けた者（以下「被交付者」という。）が交付金を交付の目的以外の用途へ使用し、その他「緑の募金事業」に関して交付決定の条件に違反していることが判明したときは、交付の決定の全部又はその一部を取り消すことができる。

（交付金の返還）

第 14 条　理事長は、以下の各号に掲げる場合には、交付金の全部又は一部を返還させることが出来るものとする。

（１）被交付者が交付金の交付申請に際して虚偽その他不実の記載を行ったとき。

（２）被交付者に解散等の重大な事情の変更が発生したとき。

（３）被交付者が交付金を交付の目的以外の用途へ使用し、その他申請の事業に関して交付決定の条件に違反して事業を実施している事実が判明したとき。

２　理事長は、前項各号の場合においては、被交付者に対し、不当に支払われた交付金の返還を期限を定めて請求するものとする。

第４章　雑　　則

第 15 条　この実施要領に定めるもののほか、緑の募金に係る事業の実施に関し必要な事項は、理事長が運営協議会の審議を経て定めるものとする。

（別記第１号様式）

緑の募金事業交付金交付申請書

令和　　年　　月　　日

公益財団法人和歌山県緑化推進会
理事長　　様

申　請　者　住所又は事務所の所在地
氏名又は名称、代表者

令和　　年度において、緑の募金事業として下記の事業を実施したいので、交付金　　円を交付されたく、緑の募金実施要領第６条の規定により申請します。

記

１．事業名：

２．事業の目的及び内容：事業実施主体、期間、場所等を具体的に記載する。
（１）事業実施主体
（２）事業の目的
（３）事業の内容
（４）事業実施場所（市町村、大字、字、地番を記入し、位置図を添付すること）
（５）事業量（面積、延長、植栽本数等）
（６）事業スケジュール（活動ごとに、月単位で記載すること）
（７）現地の状況（可能な限り写真を添付すること）
（８）事業参加人数（見込み数）
（９）事業完了後の維持管理の方法（事業計画に苗木植栽が含まれる場合）

３．資金計画（収支予算）：　交付金のほか、自己資金等事業に係る資金内容の全てを記載する。
４．事業計画（支出予算）：　交付金に係る事業内容（項目）ごとの支出予算（数量、規模、単価）を具体的に記載する。

５．申請者の概要
（１）連絡先
　　担当者氏名・担当者役職・電話番号・FAX 番号・メールアドレス
（２）会員数

６．添付資料
　位置図、現地状況写真、見積書等、森林整備箇所の使用協定書等の写し

（注１：申請書は、事業名ごとに別葉とすること。）
（注２：事業計画地は必ず所有者の同意を得て申請すること。）

（別記第２号様式）

緑の募金事業交付決定通知書

和　県　緑　第　　号
令和　　年　　月　　日

申　請　者　　様

公益財団法人和歌山県緑化推進会
理事長　印

令和　　年　　月　　日付けをもって申請のあった事業について、令和　　年度緑の募金事業として認め、下記のとおり交付決定したので通知します。
なお、事業実施に当たっては下記事項に留意の上、その円滑な推進を図られるようお願いします。

記

１．認　定　事　業　名：

２．交付金交付決定額：金　　円也

３．事業実施にあたっての留意事項：

（注）申請書の内容に虚偽、その他不実の記載があった場合、交付金を他の用途に使用した場合等の不正があったときには、認定の取消し及び交付金の返還を請求することがあります。

（別記第３号様式）

緑の募金事業実績報告書

令和　　年　　月　　日

公益財団法人和歌山県緑化推進会
理事長　　様

申　請　者　住所又は事務所の所在地
　　氏名又は名称、代表者

「緑の募金」の事業として、下記のとおり事業を実施したので報告します。

記

１．緑の募金事業実績
（１）事 業 名：事業実績報告書は、事業名ごとに別葉に作成して下さい。
（２）事業内容：（予定した内容が実施できなかった場合は、その理由も明確に記載すること。）

①実施場所（市町村、大字、字、地番を記入し、位置図を添付して下さい。）

②実施年月日

③実施内容

④事業への参加者数・イベント等への来場者数

※上記③のうち、次の項目についての合計数

植栽本数	樹木の植栽本数	本
	草花の植栽本数	本
森林整備面積	植栽	ｈａ
	下刈	ｈａ
	除間伐	ｈａ
	枝打	ｈａ
	その他（内容を記載）	

※上記④の項目についての合計数（のべ数）

参加･来場者数	のべ参加者（事業等）	人
	来場者（イベント等）	人

（３）そ　　の　　他：事業実行に関わる領収書（写）を実績報告に添付して下さい。

２．収支決算報告

（１）収入の部

項　　目	予 算 額	決 算 額	差引増減	摘　要
①緑の募金交付金 ②自己負担金 ③ 計	円	円	円	

（２）支出の部

項　　目	予 算 額	決 算 額	差引増減	摘　要
   計	円	円	円	

（別記第４号様式）

緑の募金事業交付金の額の確定通知

和　県　緑　第　　号
令和　　年　　月　　日

申　請　者　　様

公益財団法人和歌山県緑化推進会
理事長　印

令和　　年　　月　　日付けで実績報告のあった下記の事業について、緑の募金実施要項第１０条の規定により、交付金の額を　　円に確定しましたので通知します。

記

事　業　名　：

（別記第５号様式）

緑の募金事業交付金交付請求書

令和　　年　　月　　日

公益財団法人和歌山県緑化推進会
理事長　　様

申　請　者　住所又は事務所の所在地
　　氏名又は名称、代表者

令和　　年　　月　　日付け和県緑第　　号をもって額の確定のあった緑の募金事業について、緑の募金実施要領第１１条第２項の規定により、下記のとおり交付金を請求します。

記

１．事　　業　　名：

２．交 付 請 求 額：金　　円也

内訳

交付決定額	既受領額	差引額	今回請求額	備考

３．振　　込　　先
　　銀　行　名：　　支店（支所）名：
　　口 座 番 号：　　口 座 の 種 類：
　　口座名義人：

４．担当者名：
　　担当者連絡先：

（注１：口座名義人のフリガナを必ず記載すること。）
（注２：請求書は、事業名ごとに別葉とすること。）

（別記第６号様式）

緑の募金事業交付金概算請求書

令和　　年　　月　　日

公益財団法人和歌山県緑化推進会
理事長　　様

申　請　者　住所又は事務所の所在地
　　氏名又は名称、代表者

令和　　年　　月　　日付け和県緑第　　号をもって交付決定のあった緑の募金事業について、緑の募金実施要領第１２条第２項の規定により、下記のとおり概算を請求します。

記

１．事　　業　　名：

２．交 付 請 求 額：金　　円也
（請求額は、交付決定額の１／２までとすること）

３．事　業　計　画：

項　　目	予　算　額	摘　　要

４．概算請求の理由：

５．振　　込　　先
銀　行　名：　　支店（支所）名：
口 座 番 号：　　口 座 の 種 類：
口座名義人：

６．担当者名：
担当者連絡先：

（注１：口座名義人のフリガナを必ず記載すること。）
（注２：請求書は、事業名ごとに別葉とすること。）

（別記第７号様式）

緑の募金事業概算払い通知

和　県　緑　第　　号
令和　　年　　月　　日

申　請　者　　様

公益財団法人和歌山県緑化推進会
理事長　印

令和　　年　　月　　日付けで概算払い請求のあった下記の事業について、緑の募金実施要項第１２条第３項の規定により、概算払いの額を　　円に決定しましたので通知します。

記

事　業　名　：